



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
3月31日  
号外(2)  
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

(※印は、県例規集に搭載するもの)

- 訓令
- 企業庁訓令
- 病院事業庁訓令
- 議会訓令
- 教育委員会教育長訓令
- 人事委員会訓令
- 監査委員訓令
- 労働委員会訓令
- 収用委員会訓令

※滋賀県情報処理規程の一部改正(情報政策課) ..... 2

- 訓令
- 企業庁訓令
- 病院事業庁訓令
- 議会訓令
- 教育委員会教育長訓令
- 人事委員会訓令
- 監査委員訓令
- 労働委員会訓令
- 警察本部訓令

※滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程の一部改正(女性活躍推進課) ..... 3

- 訓令
- 企業庁訓令
- 病院事業庁訓令
- 教育委員会教育長訓令
- 人事委員会訓令
- 監査委員訓令
- 警察本部訓令

※滋賀県デジタル社会推進本部設置規程の一部改正(情報政策課) ..... 3

- 訓令
- 企業庁訓令
- 病院事業庁訓令
- 教育委員会教育長訓令
- 警察本部訓令

※滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程の一部改正(中小企業支援課) ..... 4

※しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ推進本部設置規程の一部改正(CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課) ..... 4

- 訓令
- 企業庁訓令
- 教育委員会教育長訓令

※滋賀県琵琶湖保全再生推進本部設置規程の一部改正(琵琶湖保全再生課) ..... 5

- 訓令

※滋賀県文書管理規程の一部改正(県民活動生活課) ..... 5

※滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程の一部改正(琵琶湖保全再生課) ..... 6  
 ※滋賀県土地問題協議会設置規程の一部改正(県民活動生活課) ..... 6  
 ※滋賀県同和対策本部設置規程の一部改正(人権施策推進課) ..... 6  
 ※滋賀県建設工事等契約審査委員会規程の一部改正(監理課) ..... 7  
 ※琵琶湖環境研究推進機構設置規程の一部改正(環境政策課) ..... 7  
 ※湖国環境保全推進会議設置規程の一部改正(環境政策課) ..... 7

○ 告 示

※滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理およびセキュリティ対策に関する要綱の一部改正(市町振興課) ..... 7

訓 令  
 企 業 庁 訓 令  
 病 院 事 業 庁 訓 令  
 議 会 訓 令  
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令  
 人 事 委 員 会 訓 令  
 監 査 委 員 訓 令  
 労 働 委 員 会 訓 令  
 収 用 委 員 会 訓 令

- 滋賀県訓令第4号
- 滋賀県企業庁訓令第1号
- 滋賀県病院事業庁訓令第1号
- 滋賀県議会訓令第1号
- 滋賀県教育委員会教育長訓令第1号
- 滋賀県人事委員会訓令第1号
- 滋賀県監査委員訓令第1号
- 滋賀県労働委員会訓令第1号
- 滋賀県収用委員会訓令第1号

滋賀県情報処理規程(平成20年滋賀県訓令第2号、滋賀県企業庁訓令第1号、滋賀県病院事業庁訓令第1号、滋賀県議会訓令第1号、滋賀県教育委員会教育長訓令第5号、滋賀県人事委員会訓令第1号、滋賀県監査委員訓令第1号、滋賀県労働委員会訓令第1号、滋賀県収用委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

|             |   |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|---|
| 滋賀県知事       | 三 | 日 | 月 | 大 | 造 |
| 滋賀県企業庁長     | 河 | 瀬 | 隆 | 雄 |   |
| 滋賀県病院事業庁長   | 宮 | 川 | 正 | 和 |   |
| 滋賀県議会議長     | 富 | 田 | 博 | 明 |   |
| 滋賀県教育委員会教育長 | 福 | 永 | 忠 | 克 |   |
| 滋賀県人事委員会委員長 | 曾 | 根 |   | 寛 |   |
| 滋賀県代表監査委員   | 藤 | 本 | 武 | 司 |   |
| 滋賀県労働委員会会長  | 吉 | 田 | 和 | 宏 |   |
| 滋賀県収用委員会会長  | 田 | 口 | 勝 | 之 |   |

第2条第13号中「総合企画部情報政策課」を「総合企画部DX推進課」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令  
 企 業 庁 訓 令  
 病 院 事 業 庁 訓 令  
 議 会 訓 令  
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令  
 人 事 委 員 会 訓 令  
 監 査 委 員 訓 令  
 労 働 委 員 会 訓 令  
 警 察 本 部 訓 令

- 滋賀県訓令第5号
- 滋賀県企業庁訓令第2号
- 滋賀県病院事業庁訓令第2号
- 滋賀県議会訓令第2号
- 滋賀県教育委員会教育長訓令第2号
- 滋賀県人事委員会訓令第2号
- 滋賀県監査委員訓令第2号
- 滋賀県労働委員会訓令第2号
- 滋賀県警察本部訓令第8号

滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程（平成18年滋賀県訓令第31号、滋賀県企業庁訓令第4号、滋賀県病院事業庁訓令第2号、滋賀県議会訓令第4号、滋賀県教育委員会教育長訓令第15号、滋賀県人事委員会訓令第3号、滋賀県監査委員訓令第3号、滋賀県労働委員会訓令第2号、滋賀県警察本部訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

|             |       |     |
|-------------|-------|-----|
| 滋賀県知事       | 三 日 月 | 大 造 |
| 滋賀県企業庁長     | 河 瀬   | 隆 雄 |
| 滋賀県病院事業庁長   | 宮 川   | 正 和 |
| 滋賀県議会議長     | 富 田   | 博 明 |
| 滋賀県教育委員会教育長 | 福 永   | 忠 克 |
| 滋賀県人事委員会委員長 | 曾 根   | 寛   |
| 滋賀県代表監査委員   | 藤 本   | 武 司 |
| 滋賀県労働委員会会長  | 吉 田   | 和 宏 |
| 滋賀県警察本部長    | 鶴 代   | 隆 造 |

別表第2 総務部の項中「管理監（健康経営・ダイバーシティ推進担当）」を「管理監（健康経営・ダイバーシティ推進・税制担当）」に改め、同表農政水産部の項中「農業経営課長」を「みらいの農業振興課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令  
 企 業 庁 訓 令  
 病 院 事 業 庁 訓 令  
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令  
 人 事 委 員 会 訓 令  
 監 査 委 員 訓 令  
 警 察 本 部 訓 令

- 滋賀県訓令第6号
- 滋賀県企業庁訓令第3号
- 滋賀県病院事業庁訓令第3号
- 滋賀県教育委員会教育長訓令第3号

滋賀県人事委員会訓令第3号

滋賀県監査委員訓令第3号

滋賀県警察本部訓令第9号

滋賀県デジタル社会推進本部設置規程(令和3年滋賀県訓令第8号、滋賀県企業庁訓令第4号、滋賀県病院事業庁訓令第4号、滋賀県教育委員会教育長訓令第4号、滋賀県人事委員会訓令第4号、滋賀県監査委員訓令第4号、滋賀県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

|             |   |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|---|
| 滋賀県知事       | 三 | 日 | 月 | 大 | 造 |
| 滋賀県企業庁長     | 河 | 瀬 |   | 隆 | 雄 |
| 滋賀県病院事業庁長   | 宮 | 川 |   | 正 | 和 |
| 滋賀県教育委員会教育長 | 福 | 永 |   | 忠 | 克 |
| 滋賀県人事委員会委員長 | 曾 | 根 |   |   | 寛 |
| 滋賀県代表監査委員   | 藤 | 本 |   | 武 | 司 |
| 滋賀県警察本部長    | 鶴 | 代 |   | 隆 | 造 |

第3条第5項中「総合企画部情報政策課長」を「総合企画部DX推進課長」に、「情報政策課長」を「DX推進課長」に改める。

第5条第3項および第4項ならびに第6条中「情報政策課長」を「DX推進課長」に改める。

第7条中「総合企画部情報政策課」を「総合企画部DX推進課」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令  
 企 業 庁 訓 令  
 病 院 事 業 庁 訓 令  
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令  
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第7号

滋賀県企業庁訓令第4号

滋賀県病院事業庁訓令第4号

滋賀県教育委員会教育長訓令第4号

滋賀県警察本部訓令第10号

滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程(平成25年滋賀県訓令第3号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第4号、滋賀県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

|             |   |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|---|
| 滋賀県知事       | 三 | 日 | 月 | 大 | 造 |
| 滋賀県企業庁長     | 河 | 瀬 |   | 隆 | 雄 |
| 滋賀県病院事業庁長   | 宮 | 川 |   | 正 | 和 |
| 滋賀県教育委員会教育長 | 福 | 永 |   | 忠 | 克 |
| 滋賀県警察本部長    | 鶴 | 代 |   | 隆 | 造 |

別表第1中「警察本部警務部長」を「警察本部長」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第8号

滋賀県企業庁訓令第5号

滋賀県病院事業庁訓令第5号

滋賀県教育委員会教育長訓令第5号

滋賀県警察本部訓令第11号

しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ推進本部設置規程(平成20年滋賀県訓令第46号、滋賀県企業庁訓令第8号、滋賀県病院事業

庁訓令第7号、滋賀県教育委員会教育長訓令第18号、滋賀県警察本部訓令第19号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

|             |     |    |
|-------------|-----|----|
| 滋賀県知事       | 三日月 | 大造 |
| 滋賀県企業庁長     | 河瀬  | 隆雄 |
| 滋賀県病院事業庁長   | 宮川  | 正和 |
| 滋賀県教育委員会教育長 | 福永  | 忠克 |
| 滋賀県警察本部長    | 鶴代  | 隆造 |

第1条第1項を次のように改める。

CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり(滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号。次条第2号において「条例」という。))第2条第1項に規定するCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりをいう。以下同じ。)に関する施策を総合的かつ有機的に推進するため、しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

第1条第2項中「気候変動適応法」の右に「(平成30年法律第50号)」を、「および気候変動適応」の右に「(同法第2条第2項に規定する気候変動適応をいう。第8条において同じ。))」を加える。

第2条第1号中「低炭素社会づくり、エネルギー政策および気候変動適応」を「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり」に改め、同条第2号中「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(平成23年滋賀県条例第12号)」を「条例」に、「推進計画および」を「推進計画、」に改め、「地方公共団体実行計画」の右に「および気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画」を加え、同条第3号および第4号を削り、同条第5号中「低炭素社会づくり、エネルギー政策および気候変動適応」を「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり」に改め、同条第6号中「低炭素社会づくり、エネルギー政策および気候変動適応」を「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり」に改め、同条第4号とする。

第4条第2項中「総合企画部管理監(CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進担当)の職にある」を「総合企画部管理監の職にある者のうち本部長が指名する」に改める。

第7条第4項中「以下」の右に「この項において」を加える。

第8条中「第2条第4号に規定する事項および別に定める事項」を「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりのうち、気候変動適応の推進に関する事項」に改める。

別表第3 総合企画部の項を削り、同表農政水産部の項中「農業経営課長」を「みらいの農業振興課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令  
 企 業 庁 訓 令  
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

滋賀県訓令第9号

滋賀県企業庁訓令第6号

滋賀県教育委員会教育長訓令第6号

滋賀県琵琶湖保全再生推進本部設置規程(平成27年滋賀県訓令第33号、滋賀県企業庁訓令第10号、滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

|             |     |    |
|-------------|-----|----|
| 滋賀県知事       | 三日月 | 大造 |
| 滋賀県企業庁長     | 河瀬  | 隆雄 |
| 滋賀県教育委員会教育長 | 福永  | 忠克 |

別表農政水産部の項中「食のブランド推進課長 農業経営課長」を「みらいの農業振興課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第10号

滋賀県文書管理規程(平成17年滋賀県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

別表第3の1本庁の項第1号中 「情報政策課 情報政策課地域デジタル化連携推進室」を

「DX推進課 DX に、  
DX推進課地域DX連携推進室 地DX」  
「検査課 検 を  
事業課 事」  
「事業課 事」に、  
「国スポ・障スポ大会課」を「国スポ・障スポ大会局」に、「競技力向上対策課」を「国スポ・障スポ大会局競技力向上対策室」に、「労働雇用政策課 労働 」を  
「労働雇用政策課 労働 産ひと推」に、  
労働雇用政策課産業ひとづくり推進室 産ひと推」  
「食のブランド推進課 食ブ  
農業経営課 農経 を  
農業経営課地域農業戦略室 地農」  
「みらいの農業振興課 み農  
みらいの農業振興課地域農業戦略室 地農 に、  
みらいの農業振興課食のブランド推進室 食ブ  
みらいの農業振興課みどりの食料戦略室 み食」  
「会計管理局 会計」を  
「会計管理局 管  
管理課 検 に改める。  
工事検査課 検  
会計課 会 」  
付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第11号

滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

別表農政水産部の項中「食のブランド推進課長、農業経営課長」を「みらいの農業振興課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第12号

滋賀県土地問題協議会設置規程(昭和48年滋賀県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

別表第2中「農業経営課長」を「みらいの農業振興課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第13号

滋賀県同和対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

別表総合企画部の項中「情報政策課長」を「DX推進課長」に改め、同表農政水産部の項中「農業経営課長」を「み

らいの農業振興課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

#### 滋賀県訓令第14号

滋賀県建設工事等契約審査委員会規程（昭和31年滋賀県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第6条第3項中「会計課長、検査課長、監理課長および技術管理課長」を「監理課長、技術管理課長、工事検査課長および会計課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

#### 滋賀県訓令第15号

琵琶湖環境研究推進機構設置規程（平成26年滋賀県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第3農政水産部の項中「農業経営課長」を「みらいの農業振興課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

#### 滋賀県訓令第16号

湖国環境保全推進会議設置規程（平成10年滋賀県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第2農政水産部の項中「食のブランド推進課長 農業経営課長」を「みらいの農業振興課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

告

示

#### 滋賀県告示第148号

滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理およびセキュリティ対策に関する要綱（平成14年滋賀県告示第364号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第10条第4項中「総合企画部情報政策課長」を「総合企画部DX推進課長」に改める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

